

京都市における個人情報保護制度の見直しについて
答申（素案）

令和4年6月
京都市情報公開・個人情報保護審議会

目 次

第 1	はじめに	2
1	国の個人情報保護法改正の背景	3
2	京都市の個人情報保護制度の取組	4
3	京都市の個人情報保護制度の見直しの必要性	4
第 2	個人情報保護制度の見直しに対する審議会の意見	5
1	基本的な考え方	5
2	個人情報保護制度の比較	6
3	条例改正事項についての当審議会の意見	7
	項目 1 定義, 適用対象	7
	項目 2 取扱いの制限	10
	項目 3 適正な管理, 安全管理措置	14
	項目 4 個人情報の開示請求	15
	項目 5 訂正及び利用停止請求	18
	項目 6 個人情報ファイル簿, 個人情報取扱事務目録	19
	項目 7 行政機関等匿名加工情報提供制度	20
	項目 8 審議会の役割	22
4	条例改正に伴う運用事項についての当審議会の意見	23

第 1 はじめに

答申時に作成します

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 田 篤

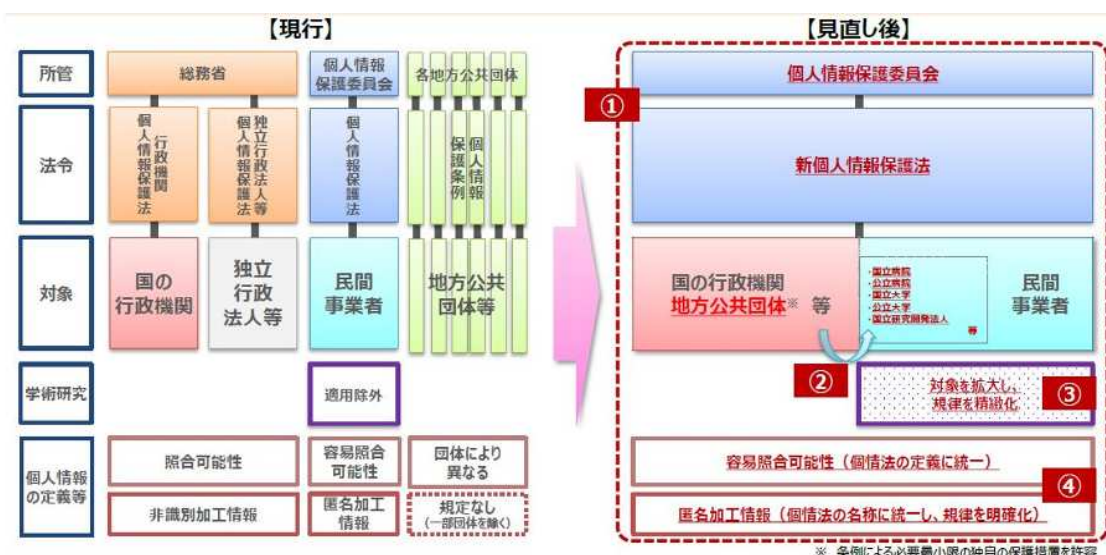
1 国の個人情報保護法改正の背景

近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が求められています。同時に、個人の人格尊重の理念のもとで、慎重に取り扱われるべき個人情報については、その適正な管理に万全を期す必要があり、個人情報の保護と適正かつ効果的な利活用を両立させることが重要となっています。

このような時代の変化が進む一方で、これまで、個人情報保護に関する法令上の枠組みが、民と官、そして、国や地方公共団体ごとに縦割りになっており、多様なデータの利活用における支障や、個人情報の保護水準のばらつきを生んでいました。

そこで、今般、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律（個人情報保護法）とし、地方公共団体の個人情報保護制度についても、その先導的な役割に留意したうえで、統合後の法律で全国的な共通ルールを設定するとともに、独立した監督機関である国の個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、及び、全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督することとされました。

この法改正によって、個人情報の保護について全国的な水準が担保されるとともに、活力ある経済社会や豊かな暮らしの実現、さらには、地域や社会の課題解決など、これからの時代にふさわしいデジタル社会の形成を推進できるといった効果が期待されています。



出典：令和2年改正個人情報保護法ガイドライン（案）について（個人情報保護委員会）

2 京都市の個人情報保護制度の取組

京都市では、国に先んじて、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であるとの考えのもと、昭和62年に条例を整備し、個人情報保護制度の運用を行っております。

制定年	条 例	内 容
昭和62年	「京都市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定	京都市が電子計算機で処理する個人情報を保護
平成5年	「京都市個人情報保護条例」を制定	電子計算機処理以外も含めた総合的な保護制度を確立

平成15年に、国において、民間事業者や国の行政機関に適用される法律が制定されましたが、地方公共団体については、これらの法律の適用対象外とされ、これまで、地方公共団体ごとに、それぞれの条例に基づく制度が構築されてきました。

3 京都市の個人情報保護制度の見直しの必要性

新しい個人情報保護法（以下「改正法」といいます。）では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況にあわせて、個人情報の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図れるよう、我が国の統一的なルールが規定されています。

地方公共団体の個人情報保護についても、改正法が適用（令和5年4月から施行予定）されることになり、京都市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）で定める規律の大部分は、目的を「個人の権利利益を保護すること」（第1条）、基本理念を「個人の人格尊重」（第3条）とする、改正法に移行することになります。

京都市では、これまで30年以上にわたり、京都市の実情にあわせて、現行条例に基づく個人情報保護制度を運用し、市民と行政との厚い信頼関係を構築してきた実績があり、改正法への移行後も、住民の利便性や透明性、客観性を重視し、円滑な制度運営が求められます。

こうしたことから、改正法で「条例で定めることとされている委任事項」だけでなく、改正法の趣旨にあわせる形で「京都市の実情に適う独自の仕組み」を条例で規定し、また、条例に規定しないまでも、運用ルールに盛り込むことが必要です。

第2 京都市の個人情報保護制度の見直しに対する意見

京都市情報公開・個人情報保護審議会は、京都市長から、令和3年8月6日付けで「京都市における個人情報保護制度の見直しについて」諮問を受け、以後、慎重に審議を重ねたうえで、以下のとおり、当審議会の意見をまとめました。

1 基本的な考え方

- (1) 改正法の下で、地方公共団体の個人情報保護制度には、全国共通ルールが適用されることとなりますが、法律の許容する範囲で、自治体が創意工夫を講じていく余地も認められています。これまでの京都市の実績や実情に応じ、独自の仕組みを加えることが重要であると考えます。
- (2) デジタル技術の進歩によりデータの利活用が一層進み、また、そのことで社会に有用な結果をもたらすと考えますが、一方で、デジタル分野の技術は日進月歩の変化が起こるものであり、改正法の目的である個人の権利保護のためには、適正な取扱い、安全管理措置などの法的規制だけではなく、情報システム面や技術面での対策とチェックも同様に重要であると考えます。
- (3) 改正法による共通ルールの適用や個人情報保護委員会の権限強化を背景として、個別の事案に関する当審議会の役割は変化すると考えられますが、高度な専門性や市民感覚などの観点から、市外部の委員によって構成される第三者機関としての審議会の関与は、今後とも重要であると考えます。

2 個人情報保護制度の比較

当審議会の意見を検討するにあたり、現行条例と改正法との比較を行いました。次ページ以降、この項目ごとに、意見を提示します。

項 目		現行 京都市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
項目1	定義、適用対象	論点1 ・個人情報の定義は、個人が「識別され」又は「識別可能」なもの	・個人情報の定義は、個人が「識別可能」なもので、「容易照合が可能」で識別できるものを含む
		論点2 ・思想、信条等の個人情報について慎重な取扱いを規定	・要配慮個人情報のほか、条例要配慮個人情報を条例で追加可能
		論点3 ・市会は条例の対象 ・本市の機関（本市が設立した地方独立行政法人を含む）に同じ規律を適用	・市会は改正法の対象外 ・一部の地方独立行政法人や地方公共団体の機関の一部業務には、民間事業者の規律を適用
項目2	取扱いの制限	論点1 ・個人情報の収集は「適法かつ公正な手段により収集しなければならない」と規定	・「偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」と規定
		論点2 ・収集の制限（本人収集の原則、センシティブ情報は原則収集禁止）	・保有の制限（必要な範囲で保有、本人収集の原則等はない）、不正な手段による取得禁止
		論点3 (目的外利用が許容される主な場合) ・法令に定め、本人同意 ・本人の生命、財産、緊急事由 ・審議会意見聴取に加えて公益上特に必要であること	(目的外利用が許容される主な場合) ・法令に定め、本人同意 ・本人の利益 ・行政内部、他行政機関等へ提供→「相当の理由」 ・上記以外へ提供→「特別の理由」
		論点4 (電子計算機処理が許容される場合) ・法令に定め（センシティブ情報のみ） ・審議会の意見聴取 (電子計算機結合が許容される場合) ・法令に定め ・審議会の意見聴取に加えて公益上特に必要、保護に関し必要な措置	電子計算機に限定した規定はなく、「保有個人情報の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務」を規定
項目3	適正な管理、安全管理措置	論点1 ・派遣労働者に対して適用なし ・個人情報管理責任者の設置規定	・派遣労働者に対して適用 ・責任者等の設置規定はない
		論点2 ・特定個人情報以外は漏えい等の国への報告義務なし	・漏えい等の国（個人情報保護委員会）への報告を義務付け
項目4	開示請求	論点1 ・任意代理人による請求が不可（特定個人情報に係る請求を除く）	・任意代理人による請求が可能
		論点2 ・開示決定の期限は14日	・開示決定の期限は30日を上限
		論点3 ・開示請求、訂正請求、利用停止請求の手数料は求めない。写しの作成及び送付には実費を求める	・手数料の額は条例で定める
		論点4 ・条例第16条で非開示情報を規定	・法第78条で不開示情報を規定（条例からの実質上の差はない）
項目5	訂正、利用停止請求	論点1 ・請求に係る開示決定等の前置なし ・訂正の内容が事実と合致することを証する資料を求めている	・請求には開示決定等の前置が必要 ・左記の資料は不要
項目6	個人情報ファイル簿	論点1 ・事務単位の帳簿（個人情報取扱事務目録）を作成し、公表	・ファイル単位で帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表
項目7	行政機関等匿名加工情報提供制度	論点1 ・規定なし	・民間事業者から提案を募集し、審査を通った場合に個人が特定できないように加工して提供
項目8	審議会の役割	論点1 ・取扱い制限の解除を行う前に、審議会への意見聴取を義務付け	・取扱い制限の解除を行う前に、審議会への意見聴取は不要

3 条例改正事項についての審議会の意見

上表の主要な項目から見直しについて検討する必要がある論点について議論を行い、以下のとおり意見を取りまとめました。「分析」では、改正法の考え方を説明し、「意見」の表で、新しい条例（以下「新条例」といいます。）に関する規定について検討すべき内容を、「理由」には、その考え方を記載しています。

審議会の意見は、おおよそ、以下のように分類できます。なお、2つ以上の要素を持つものもありますが、主要要素で分類しました。

A	条例に独自の規定を検討するもの	項目1 論点3 実施機関	項目2 論点3 目的外利用・提供の制限	項目3 論点1 委託等に伴う措置・従事者の義務
		項目3 論点2 漏えい等への対応	項目4 論点2 開示決定期間	項目5 論点1 訂正及び利用停止請求
		項目6 論点1 個人情報ファイル簿	項目8 論点1 審議会の役割	
B	改正法からの委任で、条例に規定することを検討するもの	項目4 論点3 開示請求に係る手数料	項目7 論点1 行政機関等匿名加工情報の手数料	
C	改正法に必要な規定があるため、条例で規定しないもの	項目1 論点1 個人情報の定義	項目1 論点2 要配慮個人情報	項目2 論点1 収集手段の適正性
		項目2 論点2 本人外収集の制限	項目2 論点4 電算処理、結合の制限	項目4 論点1 請求手続、開示の実施
		項目4 論点4 不開示情報		

項目1 定義、適用対象

改正法では、現行条例に規定のない「個人識別符号」や「匿名加工情報」等の新たな定義が追加されるほか、現行条例の規定と表現が異なる定義が存在します。

改正法で定義が統一された用語について、新条例で異なる定義を規定することは、改正法の趣旨に反し、認められないと解されています。

一方で、改正法と現行条例とでは、定義の内容について、死者に関する情報を除き、実質的な違いはありません。

＜論点1＞「個人情報」の定義

ア 分析

改正法は、「個人情報」の定義について、「他の情報と容易に照合することができるものを含む」と規定し、照合の容易性を規定しています。

現行条例では、照合の容易性について明文上規定していませんが、現在の実務マニュアル（「個人情報保護事務の手引」）においては、「他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別されるものを含む。」としています。

定義	京都市個人情報保護条例	個人情報保護法
個人情報	個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。	生存する個人に関する情報であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（ <u>他の情報と容易に照合することができる</u> 、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
	現在の実務マニュアル 住所及び氏名のように、特定の個人が直接識別できる情報のほか、<u>他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別されるものを含む。</u> <u>特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報</u>については、通例は「<u>他の情報</u>」に含めて考える必要はない。	

イ 意見

条例	改正法で現行条例に相当する定義がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。	
	理由	「個人情報」の定義について、改正法と現行条例とでは、表現上の違いはありますが、実質的な違いはありません。 - 現在の京都市の実務マニュアルでは、特定の個人を識別するための「他の情報」には、特別の調査で入手できるような情報は含まないとしています。 - このため、現在の運用では、個人を識別するための照合に使う「他の情報」については、容易に入手可能な情報としています。 - 現状においても改正法と同様、照合の容易性が認められるため、「個人情報」の定義に関して実務上、現行条例と改正法で相違はないと考えられます。

【関連項目】 4(1) 死者に関する情報の取扱い

〈論点 2〉 要配慮個人情報

ア 分析

「要配慮個人情報」とは、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要するものであって、現行条例で定めている項目は、改正法の「要配慮個人情報」の中に含まれています。

改正法では、「条例要配慮個人情報」として、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を、地方公共団体が条例で独自に「条例要配慮個人情報」として規定することを認めています。

イ 意見

条例		改正法で現行条例に相当する定義がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由	・ 「要配慮個人情報」の定義について、改正法と現行条例とでは、表現上の違いはありますが、実質的な違いはないため、京都市独自の「条例要配慮個人情報」を追加する必要性はありません。 ・ 改正法では、「条例要配慮個人情報」として規定されると、漏えい時に個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が求められることになります。 ・ 現在、京都市では、個人情報の漏えい等が発生した際には、要配慮個人情報に限ることなく、本人に連絡することを庁内ルールで定めており、改正法の対応を内規とはいえ、すでに実施しています。 ・ また、項目 3〈論点 2〉でも、漏えい等への対応として、本人への通知を新条例で義務付けることを求めているところであることから、「条例要配慮個人情報」を追加するまでもないと考えられます。

〈論点 3〉 新条例の適用対象（実施機関）

ア 分析

地方公共団体の議会（京都市においては、市会）については、現行条例では実施機関として位置付けられていますが、改正法では、議会は、国会や裁判所と同様に自律的な対応により個人情報保護制度が適切に行われることが期待されることから、改正法による規律の対象外とされています。

イ 意見

条例	現行条例と同じ実施機関を、新条例の適用対象として規定することを検討することが適当です。	
	理由	適用対象外となる実施機関の自律的な判断によるのが大前提ですが、地方公共団体と議会の個人情報保護の仕組みは、一体のルールで実施されることが、市民にとってわかりやすいと考えます。

【関連項目】 4(2) 新条例の適用対象（実施機関）

項目2 取扱いの制限

本項目においては、改正法のうち、個人情報の取扱いの制限、適正な管理、安全管理措置といった、国、地方公共団体等における「個人情報等の取扱い」に関する重要な基本原則を検討しました。

これらの基本原則については、現行条例と比較すると、表現上の違いは認められるものの、運用上の実質的な違いはありません。

なお、改正法の規律を的確に運用するためのガイドライン等を国が策定することとされており、地方公共団体が条例で規定を置く必要性は少ないと考えられます。

〈論点1〉手段の適正性

ア 分析

個人情報の収集において、現行条例では「適法かつ公正な手段により収集しなければならない」としていますが（第6条第1項）、改正法では「偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」と規定しています（第64条）。

イ 意見

条例	改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。	
	理由	- 現行条例と改正法との規定に、表現上の違いが認められますが、実質的な違いはありません。 - 現行条例の「適法かつ公正な手段」と改正法の「偽りその他不正な手段」は、表裏の関係にあり、同一の内容を規律しています。

〈論点2〉本人外収集の制限

ア 分析

現行条例では、「個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」とし、法令に定めがあるときや本人の同意があるときなどには、

本人外からの収集も可能であることが規定されています（第 6 条第 2 項）。

改正法には、現行条例と同じ規定はありませんが、次の規定が置かれています。

- 個人情報の保有に当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合であって、利用目的をできる限り特定した場合に限り、その保有を認める（第 61 条第 1 項）
- 本人から取得する場合の利用目的の明示（第 62 条）
- 不適正な利用の禁止（第 63 条）
- 不正な手段による取得の禁止（第 64 条）

イ 意見

条 例		改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理 由	・ 改正法では、本人収集を原則とせず、収集方法によらず全般的に適正な取扱いを定めています。一方、現行条例でも、本人収集以外にも、法令に定めがある場合など本人外からの収集を認めていることなどから、改正法で保有可能な範囲と現行条例で収集可能な範囲は、実務上、概ね一致すると考えられます。 ・ その結果、現行条例と改正法とで規律の範囲に実務上の差は生じないと考えられます。 ・ 本人の知らないところで恣意的に自らの情報が収集されるという点についても、改正法の「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」という基本理念の下、個人情報の適正な取扱いに関する改正法の規制に加えて、住民からの本人情報の開示請求、訂正請求、利用提供の停止請求が適切に運用されることで、市民にとって安心・安全な制度を確保していくことになります。

〈論点 3〉 目的外利用・提供の制限

ア 分析

法令に基づく場合等を除いて、個人情報の目的外の利用・提供を制限するのは、現行条例・改正法とも共通ですが、現行条例では、例外的に個人情報の目的外の利用・提供が認められる場合の要件として、公益上の必要性和審議会の意見聴取手続きが求められていたのに対して、改正法では、「相当の理由」や「特別の理由」が求められています。

また、改正法では、個人情報の目的外の利用・提供について、行政機関の長等が適否を判断することとされており、類型的に審議会の意見聴取手続きを要件とするなどの独自の制限を新条例で規定することはできないとされています。

○個人情報保護法の規定の例（第 69 条第 2 項）

行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて <u>相当の理由があるとき</u> 。（第 2 号）
他の行政機関、（略）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて <u>相当の理由があるとき</u> 。（第 3 号）
専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて <u>特別の理由があるとき</u> 。（第 4 号）

イ 意見

条 例	改正法では、審議会の意見聴取の趣旨である適正な運用の確保のための規律があるので、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。ただし、提供先の公表について、新条例で義務化することが適当です。	
	理 由	・ 現行条例と改正法との規定に、表現上の違いが認められますが、実質的な違いはありません。 ・ 改正法では、目的外利用が許容される要件として「相当の理由」「特別の理由」等とし、国のガイドラインではその考え方や具体例を示して行政機関の恣意的な判断を禁止しています。 ・ 個人情報保護委員会の監視監督を受けることにより、国のガイドラインに基づく運用の実効性が担保されています。 ・ 個人情報を目的外に提供する場合の提供先の可視化については、市民が容易に把握することができるよう、個人情報ファイル簿（項目 6<論点 1>参照）の記載事項とされている経常的な提供先と併せて、目的外の提供先も記載するなど、透明性を持たせることが望ましいと考えます。

【関連項目】 4(3) 目的外利用・提供の制限

<論点 4> 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限

ア 分析

現行条例では、思想、信条等の個人情報や犯罪に関する個人情報を、「電子計算機処理をしてはならない。」とし、法令に定めがあるときや審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときは、電子計算機処理をすることができると規定しています（第 10 条第 1 項）。また、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときも、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないと規定しています（第 10 条第 2 項）。

実施機関以外のものとの間で個人情報を提供し、又はその提供を受けるた

めに電子計算機を結合する場合も、前記と同様、公益上特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いたうえで許容しています（第 11 条）。

改正法では、現行条例に相当する規定はありません。その理由の一端には、電子計算機を用いた処理が日常化し、市民サービスや行政効率の向上が図られていることもありますが、改正法では、そういった社会状況へ対応するため、個人情報の漏えいを防ぐための安全管理措置が明確に規定されるなど、必要な保護が図られています。

イ 意見

条例		改正法第 2 条第 3 項で規定されている、要配慮個人情報を電子計算機で処理するとき、その取り扱う個人情報が思想、信条や犯罪に関するもの等、とりわけ配慮が必要と認められる場合は、審議会が関与することを新条例で義務付ける必要があります。
	理由	・ 上記の個人情報の電子計算機処理については、より慎重な取扱いが求められますので、現行条例と同様に、審議会の関与の仕組みを残すことが必要です。
		電子計算機処理の制限等について、改正法では、安全管理措置等が義務化されているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由	・ 現行条例において、新たに電子計算機の処理をしようとするとき及び電子計算機の結合をしようとするときに、審議会の意見を求めた主な趣旨は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための措置が講じられているかを確認するためでしたが、改正法では、安全管理措置等が義務化されます。 ・ 改正法で義務付けられる安全管理措置については、国のガイドラインにおいて、サイバーセキュリティ基本法第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考にすることが求められています。 ・ 個人情報保護委員会の監視監督を受けることにより、安全管理措置の実効性が担保されています。 ・ 情報の改ざんや漏えいのリスクへの対応は、認証管理、権限管理、ログ管理、暗号化、不正プログラム対策などのセキュリティ技術の活用、さらに、通信経路の分離やサーバーや端末に物理的な制限などで対策し、電子計算機処理で万全を期すことになります。

【関連項目】 4(4) 取扱いの制限（電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限）

項目3 適正な管理、安全管理措置

〈論点1〉委託等に伴う措置・従事者の義務

ア 分析

現行条例では、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するなどの適正な措置を、実施機関、委託事業者（指定管理者含む）ともに義務付けて定めていますが、改正法では、この措置を「個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」として明確に位置付け、実施機関、委託事業者に加えて、再委託事業者（2以上の段階にわたる委託を含みます。）にまで義務付けています。

また、現行条例では、実施機関の職員若しくは職員であった者に、個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならないと義務付けていますが、改正法では、委託事業者において個人情報の取扱い業務に従事する者や従事していた者（それぞれ派遣労働者を含む）にまで広げて義務付けています。

その他、現行条例では、実施機関は、個人情報を適正に管理させるため、「個人情報管理責任者」を置かなければならないと規定しています（第12条第2項）。改正法では、責任者の設置についての規定は置かれていませんが、安全管理措置（第66条）の包括的な規定により、必要かつ適切な措置を講じることとされています。

改正法では、地方公共団体の内部管理に関する規律について、新条例で規定することを認めています。

イ 意見

条例	改正法による安全管理措置を講じるために、責任者の設置を新条例で義務付けることが適当です。	
	理由	- 改正法では安全管理措置に関する包括的な規定しかないため、個人情報管理責任者の設置を新条例で義務付ける必要があります。 - 現行条例の管理責任者の規定を新条例に引き継ぐことができれば、円滑な制度移行に寄与すると考えます。

【関連項目】 4(5) 委託等に伴う措置・従事者の義務

〈論点2〉漏えい等への対応

ア 分析

改正法では、個人情報の漏えいや滅失等であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして国の規則で定めるもの（要配慮個人情報が含まれる個人情報である場合など）が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知することが定められています。改正法により、新たに発生する義務です。

イ 意見

条例	行政の透明化を確保するために、漏えい等があった場合に本人へ通知する制度を新条例で義務付けることが適当です。	
	理由	・ 個人情報の漏えい等があった場合は、本人がその事実を知り得る状態にしておくことが重要です。制度上、改正法による個人情報保護委員会への報告が不要なものについては、本人への通知も不要となりますが、その場合であっても、本人に通知することが適当であると考えます。

項目 4 個人情報の開示請求

本項目について、開示、訂正及び利用停止の請求に関する改正法の基本的な制度の仕組みは、現行条例の仕組みと大きな違いはありませんが、手続の細部において、新条例で京都市独自の規定を設ける余地が残されています。

＜論点 1＞ 代理人による請求手続、開示の実施

ア 分析

現行条例では、代理請求を広く認めることは、個人情報の保護の観点から問題があり、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあるため、開示請求をすることができる代理人を未成年者又は成年後見人の法定代理人に限定しています（第 14 条第 2 項。ただし、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）については、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続を委任する需要が高いことから、任意代理人による請求を可能としています。）。

改正前の個人情報保護法において、民間事業者に対する開示請求では、これまでから任意代理人による請求が認められており、特段問題は生じていません。

イ 意見

条例	任意代理人の開示請求は、市民の利便性に寄与する制度であるため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。	
	理由	・ 改正法では、任意代理人による開示請求も可能となります。 ・ 特定個人情報については、これまでから任意代理人による開示請求が認められていることを踏まえ、真正な代理権の授与があれば、個人情報についても、任意代理人による開示請求を認めても差し支えありません。 ・ 法定代理人による開示請求について、現行条例では、本人が反対の意思を表示している時は、請求除外事由に該当しますが、改正法では、請求除外事由が規定されておらず請求自体は可能です。ただし、改正法でも、本人が反対の意思を表示したときは、原則として不開示情報に該当することになるため、本人の意思に反して代理人に個人情報が開示されることはなく、本人に不利益が生じることはありません。

【関連項目】 4(6) オンラインによる請求・開示手続

＜論点2＞ 開示決定期間

ア 分析

開示決定期間については、現行条例では「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」とし（第20条）、京都市情報公開条例に規定する公開決定の期間（第11条）と整合が図られています。改正法では「開示請求のあった日から30日以内」とされていますが（第83条）、30日を上限として、条例でこれを短縮することは可能とされています。

また、現行条例では、存否応答拒否決定（当該個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することになる場合に、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するもの）に関する制度を設けており、拒否決定をした場合には、その誤用や濫用を防止し、その妥当性を適切に判断する必要があることから、審査会に報告する制度を設けています。改正法にも、存否応答拒否決定に係る規定は置かれていますが、審議会等への報告に相当する規定はありません。

イ 意見

条例	市民の利便性を確保するために、開示決定等の期限は、現行条例に規定する14日（他の地方自治体等から事案の移送を受けた場合は、改正法が定める30日）以内とすることが適当です。	
		行政の客観性を確保するために、現行条例と同様に存否応答拒否決定をした場合のほか、例外的な決定をした場合にも、審査会への報告を新条例で義務付けることが適当です。

	理由	・ 現行条例の 14 日以内の開示決定が定着していますので、引き続き、同じ決定期間とするのが適当です。ただし、他の地方公共団体等から事案の移送を受けた場合は、請求を受け付けてから相当の日数が経過している場合もあると予想されますので、改正法の決定期限の上限である 30 日以内とするのが適当です。 ・ 審査会への報告については、存否応答拒否決定だけでなく、裁量的開示（不開示情報を開示した場合）といった例外的な決定をした場合にも報告するのが適当です。
--	----	---

＜論点 3＞ 開示請求に係る手数料

ア 分析

改正法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしています（第 89 条第 2 項）。訂正請求及び利用停止請求については、手数料の規定はありません。

現行条例では、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は徴収しないと規定し（第 39 条）、かつ、開示請求において写しの交付を受ける場合は、その写しの作成及び送付に要する費用（実費）を負担する旨の規定を置いています。

○現行条例第 39 条の規定

（費用の負担）

第 39 条 この条例の規定による請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。
 2 第 23 条第 2 項の規定により個人情報記録されている公文書の写しの交付（電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

イ 意見

条例		市民の利便性を確保するために、開示請求の手数料を徴収しないことが適当です。ただし、現行条例と同様に、実費については、開示請求者から徴収することが適当です。
	理由	・ 開示の対象は、本人の個人情報に限られており、大量請求といった権利行使が濫用される危険性は低く、手数料を徴収すると、開示制度利用の抑制となることが懸念されます。 ・ 実費までも税金で賄うことになると、開示請求を利用しない市民との負担の不公平が生じることになります。

＜論点 4＞ 不開示情報

ア 分析

開示請求に係る不開示情報（現行条例では、「非開示情報」）については、改正法に列挙されています（第 78 条）。

京都市情報公開条例と整合を図るために、不開示とする必要がある情報や逆に開示する必要がある情報については、新条例に不開示情報や開示情報として規定することができます。それ以外に、独自の不開示情報を新条例で規定することはできないとされています。

イ 意見

条 例	改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	京都市情報公開条例の非公開情報としての「個人に関する情報」の規定を、改正法の規定と整合させることが適当です。
理 由	・ 現行条例と改正法との規定に、表現上の違いが認められますが、実質的な違いはありません。 ・ 改正法の不開示情報と、京都市情報公開条例における非公開情報との規定に違いが生じる箇所があるため、京都市情報公開条例における非開示情報と表現をそろえることが必要です。

項目 5 訂正及び利用停止請求

＜論点 1＞ 訂正及び利用停止請求

ア 分析

訂正又は利用停止の請求の対象となる個人情報については、改正法では、開示決定等により開示を受けた個人情報（開示決定により開示を受けた個人情報又は他の法令により開示を受けた個人情報）に限定しており、開示請求の手続等を前置することが求められます。

現行条例では、訂正又は利用停止の請求に当たって、このような手続の前置を要件にしておらず、訂正又は利用停止の請求の対象となる個人情報が明確に特定されていれば、当該請求をすることが可能です。

また、訂正請求については、現行条例では、請求する訂正の内容が事実と合致することを証する資料の添付を義務付けていますが、改正法では、当該資料の添付を求める規定はありません。

イ 意見

条 例	開示請求の前置を求めることは、制度運用を安定的にするものでもあるため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。 現行条例と同様に、訂正請求には、訂正を求める内容が事実と合致することを証する書類の添付が必要なことを規定することが適当です。
--------	---

	理由	・ あらかじめ開示請求手続を行うことは、対象となる個人情報特定のために必要な行為であり、市民に過度な負担を課すものではありません。 ・ 訂正又は利用停止の請求に当たり、あらかじめ開示請求手続を経ることによって、開示請求者は、訂正又は利用停止の具体的な内容を的確に把握することができます。 ・ 訂正請求に当たり、訂正を求める内容が事実と合致することを証する資料（「証明する資料」よりも証明力が低いもの）の添付を求めることは、訂正対象となる個人情報を特定するうえで合理的であり、請求者の利益にも適うものです。
--	----	--

項目 6 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録

＜論点 1＞ 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録

ア 分析

現行条例では、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」といいます。）を開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称、目的、所掌する組織の名称、個人情報の対象者の範囲、個人情報の項目、収集先、電子計算機処理の有無、目的外利用の場合の利用の範囲・提供先等を市長に届けなければならないとしています。市長は、届出があれば、審議会に報告し、また、目録を作成して一般の閲覧に供しなければならないとしています（第7条）。これは、市民が個人情報の開示請求等を行う場合の検索に利用するためのものだけではなく、市長への届出により、市長は、全ての実施機関の個人情報取扱事務を正確に把握するとともに、実施機関自らにおいても保有する個人情報を把握し、その収集の必要性や収集範囲を再確認し、慎重かつ責任を持って個人情報を取り扱うことに資するものです。

改正法では、行政機関の長等が保有する電算処理ファイル（電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）又はマニュアル（紙）処理ファイル（氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの）（これらを「個人情報ファイル」といいます。）について、個人情報ファイルの名称、組織の名称、利用目的、個人情報ファイルに記録される項目、個人情報の収集方法、要配慮個人情報の有無、当該機関以外に経常的に提供する場合の提供先、開示請求等の窓口等を記載した帳簿（これを「個人情報ファイル簿」といいます。）を作成して、公表しなければならないとされています（第75条）。

現行条例は「事務」単位での目録、改正法は「ファイル」単位での帳簿の作成・公表を求めています。

イ 意見

条例	現行条例の個人情報事務目録の作成・公表から改正法の個人情報ファイル簿の作成・公表の制度に移行することが適当です。 庁内各部署で個人情報ファイルを保有する時は、現行条例の個人情報
----	--

	報事務の届出と同様に、引き続き市長への届出の義務を新条例で課すことが適当です。 個人情報ファイル簿には、目的外に提供する場合の提供先の記載義務を新条例で課すことが適当です。 なお、条例事項ではありませんが、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルの保有の有無等についても、一元的に把握できるよう、個人情報ファイルを網羅した一覧表を作成して個人情報ファイル簿に添付するなど、その公表方法を工夫してください。
理由	・ 現行条例と同様に実施機関における個人情報ファイルの保有状況を一元的に把握するため、市長への届出義務は必要です。 ・ 個人情報の目的外の利用・提供について、提供先を公表し、透明性を持たせることが望ましいと考えます。 ・ これまで個人情報取扱事務目録を公開していた経緯を踏まえると、改正法の対象外である、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルの有無も併せて一覧できることが望ましく、その公表方法を工夫してください。

【関連項目】 4(7) 個人情報ファイル簿の対象外のファイル

項目7 行政機関等匿名加工情報提供制度

〈論点1〉行政機関等匿名加工情報の提供

ア 分析

「行政機関等匿名加工情報」とは、改正法による個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となる個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。例えば、地方公共団体等が保有する市民の健康データ（個人が特定されないよう加工したもの）の提供を受けた事業者が、創薬等の事業に活用するといった事例が想定されており、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現のための制度です。現行条例には、これに相当する制度はありません。

事務の流れは、おおよそ次のようになります。

- ① 行政機関の長等は、毎年度1回以上、30日以上の間を定めて、インターネット等を利用して、個人情報ファイル簿のデータを対象に、提案の募集を行い、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者は、その期間内に提案をします。
- ② 行政機関の長等は、提案があれば、改正法に定める欠格要件に該当しないこと、提案内容が「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの」であることなどを審査して、審査基準のいずれにも適合すると認める者と、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結します。

- ③ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています（第119条）。

「政令で定める額」は、次のとおりです。

21,000 円＋作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円＋作成の委託を受けた者に対して支払う額

- ④ 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、個人情報ファイル簿にその概要を記載します。

なお、作成済みの行政機関等匿名加工情報について、事業者が提案を行うことも予定されており、改正法は、その場合の手続も定めています。

イ 意見

条例	手数料については、政令で定める額を標準として条例で定めることが適当です。 行政機関等匿名加工情報の提供状況について、審議会への報告を新条例で義務付けることが適当です。 作成済みの行政機関等匿名加工情報等については、京都市情報公開条例の非公開情報に追加することが適当です。
	理由 ・ 市民の権利の保障を目的としたものではないため、行政機関等匿名加工情報の加工等に必要な経費は、税金で賄うべき性格のものではありません。 ・ 政令で定める額を標準にした手数料は、国において人件費等を勘案して算出したものであり、京都市においても算定根拠に大きな違いはなく、同額を徴収することは適切です。 ・ 行政機関等匿名加工情報制度は、先行して導入している国や地方公共団体でも実績が乏しく、審議会でも運用状況を検証することにより、適宜、運用方法を見直し、利用しやすい制度を構築していく必要があります。 ・ 作成済みの行政機関等匿名加工情報や削除情報について、国の情報公開制度においても非公開情報として取り扱われており、京都市の情報公開制度に基づく開示を認めてしまうと、改正法が予定していない利用が行われる可能性があることから、京都市情報公開条例の非公開情報に追加する必要があります。

【関連項目】 4(8) 行政機関等匿名加工情報の提供

項目 8 審議会の役割

＜論点 1＞ 審議会の役割

ア 分析

現在の審議会の役割は、次のとおりです（審議会条例第 1 条）。

- ・ 公文書の公開に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること（同条第 1 号）。
- ・ 情報の公開に関する事項について、情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関に意見を述べること（同条第 2 号）。
- ・ 個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関の諮問に応じ、調査し、及び審議すること（同条第 3 号）。
- ・ 個人情報の保護に関する事項について、個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関に意見を述べること（同条第 4 号）。
- ・ 前 2 号に掲げるもののほか、個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うこと（同条第 5 号）。

現行条例により権限に属された事項の具体的な内容は、思想、信条等に関する個人情報を収集する場合、保有する個人情報をその目的を超えて利用や提供をする場合、思想、信条等に関する個人情報及び犯罪に関する情報を電子計算機処理する場合等に、審議会に事前の意見聴取を行うことになっていることです（第 6 条等）。

改正法では、これらに相当する規定はありませんが、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」としています（第 129 条）。京都市の場合、この「合議制の機関」は、当審議会（京都市情報公開・個人情報保護審議会）が該当し、引き続き、京都市の個人情報の適切な取扱いを確保するための役割を担うことが期待されています。

イ 意見

条 例		高度な専門性や市民感覚を踏まえた視点を確保するために、改正法の趣旨に基づく審議会の位置付けを、新条例で規定することが必要です。
	理 由	・ 審議会は多数の学識経験者が参加していると同時に、市民公募委員も参加しており、市民の目線でも適正な運用がなされているか検証がなされています。このような第三者機関としての審議会の役割に鑑み、専門的な知見が求められる事案や難しい判断を必要とする事案については審議会に意見聴取することが必要です。 ・ 個人情報保護制度の運用状況を事後的に検証するため、存否応答拒否を行った場合や裁量的開示（不開示情報を開示した場合）、行政機関等匿名加工情報の提供状況等を審議会等に報告

		する仕組みが必要です。
--	--	-------------

4 条例改正に伴う運用事項についての当審議会の意見

当審議会では、この度の条例改正に伴い、運用面においても措置を講じるべき事項があると考えますので、以下に列举します。「意見」の表で、新条例において規定すべき内容以外の運用上の重要な内容を、「理由」には、その考え方を記載しています。

(1) 死者に関する情報の取扱い

ア 分析

改正法では、「個人情報」は「生存する個人に関する情報」に限定されており、「死者に関する情報」を除外しています。そのため、改正法に基づいて、「死者に関する情報」の開示請求を行うことはできません。

改正法で定義が統一された用語について、新条例で異なる定義を規定することは、改正法の趣旨に反し、認められないと解されています。

現行条例では、「死者に関する情報」についても「個人情報」に含まれるものとして運用されています。もっとも、現行条例に基づいて「死者に関する情報」の開示請求を行うこと自体は可能ですが、当該情報が請求者自身の個人情報であると考えられる情報、又は社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報でなければ、請求が認められない場合や非開示情報とされる場合があります。実際の運用では、条例の手続とは別に、実施機関と御遺族の方との協議により、任意で情報提供されることがあります。

イ 意見

運用		請求者自身の個人情報として捉えることが妥当である事案もあるため、開示請求手続等について運用面での手当が必要です。
	理由	「死者に関する情報」には、請求者自身の個人情報であると捉えることがふさわしい情報や、社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど密接な関係がある情報が含まれていることがあり、開示請求等への対応について、要綱等の整備により、取扱いを定めていくことが重要です。

(2) 新条例の適用対象（実施機関）

ア 分析

公立の病院、大学及び研究機関については、現行条例では実施機関として位置付けられていますが、改正法では、地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究機関、大学等の設置及び管理並びに病院事業の経営を目的とする地方独立行政法人に対しては、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示

請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門の規律が適用されます。

イ 意見

運用	京都市が関与する公立の病院，大学及び研究機関については，円滑に制度の移行が進むよう，改正法の施行までに準備を整えていただきたい。	
	理由	・ 現行条例が適用されている地方独立行政法人（研究開発，大学運営，医療事業に限ります。）。については，改正法のうち一部を除いて民間事業者に関する規律が適用されるので，円滑に制度の移行が進むよう，十分な準備が必要です。

(3) 目的外利用・提供の制限

ア 分析

改正法では、「相当の理由があるとき」，「特別の理由があるとき」に限って，個人情報の目的外の利用・提供が認められており，この要件をわかりやすく規定することが重要です。

イ 意見

運用	目的外の利用・提供に関する改正法の規定の「相当の理由」や「特別の理由」の内容について，判断の指標となるものを具体化することが望ましいと考えます。	
	理由	・ 「相当の理由」や「特別の理由」の判断について，適正性を担保するために判断の指標を対外的に示すことが有効な手法であると考えられます。国のガイドライン等で示される考え方や具体例を実施機関内部で共有し，必要に応じて，国の個人情報保護委員会に助言を求める体制を整えることも有効であると考えます。

(4) 取扱いの制限（電子計算機処理の制限，電子計算機の結合の制限）

ア 分析

改正法には，現行条例に規定する電子計算機処理の制限，電子計算機の結合の制限の規定がありません。しかし，改正法では，安全管理措置等が規律されており，必要な保護が図られています。

イ 意見

運用	電子計算機処理や電子計算機の結合に関し，実施機関内部のチェック機能を充実させることが適当と考えます。	
	理由	・ 個人情報の電子計算機処理や電子計算機の結合に伴う漏えいのリスク等に対しては，改正法が義務付ける安全管理措置が講じられているかをチェックする機能を充実させることで，確実な効果が期待できると考えられます。

(5) 委託等に伴う措置・従事者の義務

ア 分析

個人情報を取り扱う事務を委託する際、その適正利用を担保するため、契約等における所要の措置を講じることが重要です。

イ 意見

運用		委託を受けた事業者が、その業務で取得した個人情報を当該事業者の他の業務で利用しないよう、一律に契約で制限を加えることが必要です。
	理由	- 委託を受けた事業者が、委託業務で市民から個人情報を収集する際、当該事業者の別の業務においても利用する旨を明示して収集した場合、当該事業者の他の業務に利用することは、改正法上可能であるが、市民感情としては許容できないものです。このような個人情報の収集は制限すべきです。 - 委託業者との個別契約で対応せざるを得ないのであれば、契約での制限について、全庁的に漏れなく措置することができるよう、組織的な対応が必要です。

(6) オンラインによる請求・開示手続

ア 分析

オンラインによる請求・開示手続については、行政手続の利便性の向上を図るため、導入に向けた検討が必要です。改正法では、窓口や郵送による手続のほか、オンラインによる手続についても地方公共団体がその旨を定めることにより実施が可能とされています。

イ 意見

運用		手続のオンライン化については、早期の実施に向けて、準備を進める必要があります。 電磁的記録の開示方法については、柔軟に対応することができるよう、内部規程で定めることが適当です。また、その費用負担に関し、従量制の導入も検討課題となります。
	理由	- 予算上の制約があるため、開示請求等の手続を直ちにオンライン化することが難しいことは理解できますが、本人確認を担保する手法はあるので（マイナンバーカード等）、早期に実施できるよう、準備を進めていく必要があります。 - 電磁的記録の開示方法については、時代の変化に柔軟に対応することや請求者が希望する方法で対応することが望ましく、内部規程で定めることが適当であると考えます。

(7) 個人情報ファイル簿の対象外のファイル

ア 分析

改正法では、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成、公表の対象外となっていますが、これまでの個人情報事取扱務目録では、本人の数が1,000人未満であっても公表の対象となっています。

イ 意見

運用		個人情報の取扱い状況を市民に周知し、個人情報の開示請求等をする場合の検索に利用するため、全ての個人情報ファイルの一覧を作成し、公表することが適当です。
	理由	現行条例では、本人の数に関わらず、個人情報取扱事務目録を作成、公表しています。個人情報取扱事務目録は、市民が個人情報の開示請求等を行う場合の検索に利用されているため、改正法が義務化する個人情報ファイル簿の作成、公表のみでは、市民の利便性を損なうことになります。

(8) 行政機関等匿名加工情報の提供

ア 分析

行政機関等匿名加工情報の提供については、その事務の流れが改正法で規定されていますが、具体的な審査体制の構築等、運用面での規定を整備していく必要があります。

イ 意見

運用		改正法の施行までに、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（次世代医療基盤法）に基づく取組を参考にして、本制度の運用体制を十分に整える必要があります。
	理由	- 行政機関等匿名加工情報の利活用については、次世代医療基盤法に基づく取組が先行しているので、同法の先行事例を参考にして、制度の統一的な運用、審査体制の構築、加工方法の水準の確保、安全管理措置、提供先における活用状況の把握等、本制度の運用体制を十分に整える必要があります。 - 京都市内には多数の学術研究機関が立地しており、企業だけではなく、学術発展に資する形での活用が重要であり、学術研究機関にも配慮した制度の仕組みが必要です。 - 全国的な状況も確認のうえ統一感のある制度運用が重要です。

《参考資料》

1 京都市情報公開・個人情報保護審議会 委員名簿

(五十音順, ◎：審議会会長 ○：審議会副会長 ◇：制度部会委員)

氏 名		職 名 等
飯田 真弓		税理士
小林 務	◇	弁護士
渋谷 千鶴		人権擁護委員
鈴木 ちよ		市民公募委員
多田 知正		京都教育大学教育学部教授
長沢 一恵		市民公募委員
松塚 晋輔	◇	京都女子大学法学部教授
宮村 教平	◇	佛教大学教育学部教育学科講師
山田 篤	◎/◇	福知山公立大学地域経営学部教授
結城 公生		京都新聞社論説委員
渡辺 千原	○/◇	立命館大学法学部教授
曾我部 真裕	◇	京都大学大学院法学研究科教授(※)

(※) … 曾我部委員は、外部有識者であり制度部会委員であるが、審議会委員ではない。

2 審議経過（時系列表）

令和3年8月6日	京都市長から、当審議会に対し、京都市における個人情報保護制度の見直しに関し、諮問。
令和3年10月19日	第1回制度部会。個人情報保護制度の見直しの全体像について。
令和3年12月21日	第2回制度部会。定義・適用対象、個人情報の取り扱いの制限について。
令和4年3月3日	第3回制度部会。個人情報の取り扱いの制限、適正な管理、安全管理措置、開示、訂正、利用停止請求について。
令和4年4月27日	第4回制度部会。個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録、行政機関等匿名加工情報、審議会の役割について。
令和4年6月7日	第5回制度部会。答申（素案）について。
令和4年6月13日	令和4年度第1回審議会。答申（素案）について。